

国際刑事裁判所に関する記念講演

田 口 守 一

1 はじめに

(1) 早稲田大学比較法研究所は、1958年に創立され、2008年に創立50周年を迎えた(比較法研究所50周年については、戒能通厚「比較法研究所の使命と将来への期待」比較法学第42巻第1号(2008年)11頁以下参照)。これを記念して、2008年7月26日(土)に「早稲田大学比較法研究所創立50周年記念式典・講演会」が早稲田キャンパス小野記念講堂にて開催された。

第1部の記念式典では、早稲田大学比較法研究所幹事の箱井崇史教授の司会により、「開会の辞」として早稲田大学比較法研究所所長の戒能通厚教授、「祝辞」として早稲田大学副総長の田山輝明教授、「来賓祝辞」として中国社会科学院法学研究所所長の李林教授、マックス・プランク外国・国際刑法研究所名誉所長のアルビン・エーザー(Albin Eser)教授、ロンドン大学高等法学研究所所長のアブロム・シャー(Avrom Sherr)教授、中央大学日本比較法研究所所長の丸山秀平教授及び早稲田大学比較法研究所元所長の篠塚昭次名誉教授から、それぞれ挨拶があった。

第2部の記念講演では、サー・アドリアン・フルフォード連合王国高等法院裁判官兼国際刑事裁判所裁判官(Sir Adrian Fulford, High Court Judge in the United Kingdom and Judge of the International Criminal Court in the Hague)による、「ローマ規定レジームにおける人権(Human Rights in the Rome Statute Framework)」の講演及び長谷部恭男東京大学法学部教授による「日本における法治国概念の継受—行政法学での縮減と憲法学での拡張」の講演がなされた。

(2) 国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)は、1998年の

国際刑事裁判所に関するローマ規定に基づき、2003年、オランダのハーグに開設された。ICC が管轄権を有する犯罪は、現在のところ戦争犯罪、集団殺害犯罪及び人道に対する犯罪である。日本もローマ規定の会議には積極的にかかわってきたが、国会の承認は最近のことである。ローマ規定への日本の加入が国会で承認されたのは、2007年4月であり、同時に関連法規である「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(平成19年法律第37号)が成立した。これを受けて2007年7月17日、ICC 規定への加入書を国連に寄託し、同年10月1日に、日本についても ICC 規定が発効し、正式に国際刑事裁判所の加盟国となった。なお、同年11月には斎賀富美子大使が ICC 裁判官補欠選挙で当選し、日本からも国際刑事裁判所裁判官が誕生した(斎賀氏は、コンゴやウガンダの戦争犯罪を担当され、2018年までの9年間の任期を務められるはずであったが、残念なことに、2009年4月24日、ハーグにて急逝された)。

日本は、今後、「侵略犯罪」の定義をめぐる議論等の国際人道法に関する規範作りや日本人裁判官をはじめとする日本人職員の輩出さらには最大の分担金拠出国として国際刑事裁判所の運営に積極的に関与していくなどの課題に取り組むことになろう。日本がこのような新たな時代を迎えている時期に、国際刑事裁判所の現職の裁判官であるフルフォード裁判官と旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の裁判官を経験されたエーザー教授を迎えた国際刑事裁判所に関する記念講演は、比較法研究所の50周年を記念するにふさわしい時宜を得た企画であった。以下では、フルフォード裁判官及びエーザー教授の紹介と、記念講演及びこれに対するコメントについて、若干の感想を述べておくこととしたい。

2 フルフォード裁判官の記念講演

(1) フルフォード裁判官は、連合王国高等法院裁判官でありかつハーグの国際刑事裁判所裁判官である。1970年代から、住宅問題や福祉問題を扱う住宅支援センター(Shelter's Housing Aid Centre)や法律センター(North Lambeth Law Centre)での経験を積まれた後、1978年にバリスターの資格を取得し、住宅、雇用、行政法、人権法、民法一般および刑法と、幅広い活動をしてこられた。1994年、フルフォード裁判官41歳の時に、勅撰弁護士(Queen's Counsel)、2002年には連合王国高等法院の裁判官に就任された。2003年には、9年の任期で、国際刑事裁判所の18人の裁判官の一人に選ばれた。現在、コンゴ民主共和国の事件の第一審の裁判長を務めておられる。フルフォード裁判官

は著作面でも著名であり、イギリスの刑事手続法のいわば基本書ともいうべき、Archbold: Criminal Pleading, Evidence and Practice の編著者の一人でもあり、その他多数の編著がある。また、「連合王国人権レポート (United Kingdom Human Rights Reports)」の編者でもあり、1998年の連合王国人権法 (Human Rights Act) については、その施行前に法律専門家に対してこの法律を解説する仕事をされている。さらに、女王座裁判所 (Queen's Bench Division) の裁判官でもあり、特にテロリスト事件を扱う数少ない裁判官の一人である。2005年7月21日に起きたロンドン爆弾事件の裁判も担当された。なお、2006年に発表された、刑事裁判所における証拠開示に関する覚書 (Protocol on Disclosure in the Crown Court) の原案作成者としても著名であり、イギリスを代表する裁判官の一人である。

(2) フルフォード裁判官は、記念講演において、現職の国際刑事裁判所の裁判官として、実に率直な意見を開陳された。すなわち、ICCの現状について「不満 (frustration)」を表明され、それは「裁判の遅延」の問題であるとし、その原因として以下の5点を指摘された。

第1は、被告人による証拠の吟味という準備手続のあり方である。コンゴ民主共和国における証拠の吟味手続の内容が不明とされ、その大きな原因は証拠開示 (disclosure) のあり方であるとされる。特に被害者やその他の証人に対する保護措置という根本手続が整備されていない。とくに、この問題に関するICC内部での予審審査部 (Pre-Trial Chamber) と公判裁判部 (Trial Chamber) との連携が取れていないとされている。第2に、ICCには「先例」というものがなく、すべて一から判例を作らなければならないにもかかわらず、とくに、予審審査部と公判裁判部という2つの組織の仕事が重複していることが手続遅滞の原因となっている。結局、予審審査部は廃止すべきであり、公判裁判部の裁判官による審査を強化すべきだとされる。第3に、弁護権の保障 (そのための弁護人を見つけること) のために時間がかかりすぎる。第4に、被害者参加の機会を保障する点にも問題がある。フルフォード裁判官は、被害者参加を可能な限り保障したいとされるが、彼がこれまで家庭内暴力事件などに関わってきた経験も生かされているように思われる。そして、第5として、「正義 (justice)」という困難な問題を指摘され、いわば「不正義は裁判所の中にある」という深刻な言葉を引用されている。

その上で、手続の濫用を理由とする手続中止の裁判という衝撃的な事例について、現職裁判官としての守秘義務に配慮しつつ、その実態を紹介された。極

めて貴重な報告である。それは、情報提供者に関する証拠の開示問題であり、検察側の秘密保持のための不開示により被告人の無罪証拠なども不開示になってしまうという事案である。フルフォード裁判官は、検察側の困難さを理解しつつも、人権にかかる基本原則の重要性を強調されている。この問題の根源には、検察側の判断に裁判所が踏み込むことができないという問題があるようである。

3 エーザー教授のコメント

(1) フルフォード裁判官の講演に対するコメントをされたのは、アルビン・エーザー教授 (Professor Dr. Dr.h.c. mult., M.C.J. Albin Eser) である。教授は、ドイツ・フライブルグにあるマックス・プランク外国・国際刑法研究所 (Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht) の前所長である。教授は、1982年にフライブルグ大学教授に就任し、同時に、マックス・プランク外国・国際刑法研究所の所長に就任された。また、1971年から1988年まで州上級裁判所の裁判官も務めておられる。著作は非常に多く、実体刑法の分野のほか、医事法の分野でも多くの著作がある。なお、エーザー教授は、早稲田大学の名誉博士 (2001年) でもある。

エーザー教授は、常設の国際刑事裁判所の開設前の、アドホックな国際刑事裁判所である旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, ICTY) の裁判官を2001年から2006年まで務められた。担当された主な裁判は、国家元首であったミロシェヴィッチ (Milosevic) 被告の事件であったが、2006年に被告人がハーグの拘留所で死亡したことにより、この事件は終わっている。なお、エーザー教授は、国際刑事裁判所に関するローマ規定のための会議にも、ドイツ代表団の一員として参加されている。

(2) エーザー教授のコメントは、国際刑事裁判所の手続には「裁判手続の迅速性」と「真相の究明」という点で改善すべき点があるとされる。その基本的な考え方は、当事者主義的な手続構造 (adversary structure) には問題があり、これを完全に放棄 (overthrow) すべきであると断言された。このことは、国際刑事裁判所の手続を、当事者の訴訟活動よりも、より裁判官中心のいわゆる糾問的 (inquisitorial) な手続に転換することを意味している。この基本的観点から以下の3点を指摘された。

第1に、起訴状の審査について、裁判官の権限を強化することである。当事者による限定された証拠開示手続を改善するとともに、公判における証拠提出の可能性をもっとゆるやかにすべきだとされる。第2に、真実の解明のためには、訴因(count)に限定されることなく、事案の全体的な解明を目的とすべきであるとされる。そして、このような職権主義的な手続は現在のローマ規定によっても可能なのだ、とされる。最後に、第3として、国際刑事裁判所の重要な副次的効果に言及された。法廷に出廷する証人は、「訴追側証人」や「弁護側証人」というよりも、より中立的な「裁判所の証人」と捉えるべきである。これによって民族対立を法廷に持ち込むことが防止され、民族の和解を促進させることができる、とされる。そして、そこに、国内裁判所とは異なる「国際」刑事裁判所の役割があるのだとして、高い理想を確認されている。

4 むすびに代えて

フルフォード裁判官の「人権」の視点からの講演とエーザー教授の「真実」を重視するコメントは、いかにもコモンローの国の法律家と大陸法の国の法律家の違いを表しているようで、大変に興味深い。しかし、エーザー教授が「基本的にフルフォード講演には反対する点はない」と言われているように、主張の中身を見てみると、両者の結論には大きな違いはないように思われる。国際刑事裁判所の改革点について、コモンローの裁判官と大陸法の裁判官経験者が、期せずしてほぼ同じ意見を表明されたことも、これまた大変に興味あることと思われる。

各論的に若干の指摘をしておくと、①フルフォード裁判官が、証拠開示に関して検察側の秘密主義から手続を中止した事件を報告されたが、そこにおける裁判所の権限強化論は、エーザー教授のコメントにおける裁判所の権限強化の主張と重なるところがあるように思われる。②また、フルフォード裁判官が予審審査部の廃止を主張されるのも(なお、ドイツ法は予審を廃止している)、公判裁判部の権限の強化という視点からであり、この点もエーザー教授の主張と重なるといえよう。③さらに、フルフォード裁判官が、英米法に伝統的な伝聞法則からの離脱を主張されている点も極めて興味深い。反対尋問権の保障は当事者主義の核心部分に属するが、この点も、当事者主義の手続をより職権主義的な手続に移行すべきだとするエーザー教授の主張と重なるように思われる。④最後に、フルフォード裁判官の紹介されるベネズエラのチャベス大統領

の犯罪に対する提訴の問題やコンゴのゴンボ副大統領の逮捕問題も、エーザー教授の指摘される ICC の副次的役割という大きな視点と重なる問題意識のように思われる。

フルフォード裁判官によれば、2010年には ICC の手続についての検討会議が予定されているとのことである。本講演におけるフルフォード裁判官の改革意見やエーザー教授のコメントで示された意見が、その検討会議に反映されることを期待したい。

(2009年 6 月30日記)